

香川県登録品種の自家増殖に係る取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、種苗法（平成10年法律第83号）及び「公的機関における開発品種の許諾に係るガイドライン」（令和3年3月30日付け2食産第6909号農林水産省食糧産業局長通知及び2農会第795号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）の趣旨を踏まえ、香川県県有特許権実施許諾等取扱要領（平成16年1月30日付け15総学第57355号総務部長通知）第12条3項の規定に基づき、香川県（以下「県」という。）が単独若しくは他者と共同で品種登録出願をしている出願品種又は県が単独若しくは他者と共同で育成者権を有する登録品種（以下これらを総称して「県登録品種」という。）の自家増殖の取扱いに関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において「自家増殖」とは、農業を営む個人又は農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人が、育成者権者又は育成者権者から許諾を受けた者により譲渡された県登録品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる行為であって、当該育成者権者の許諾を得て行うものをいう。

（県登録品種の自家増殖の可否及び取扱い）

第3条 県登録品種の品種ごとの自家増殖の可否は、別表に定める県登録品種の自家増殖に係る取扱一覧表によるものとする。

- 2 県登録品種の自家増殖の取扱いは、次条から第7条までのとおりとする。ただし、共同育成品種の自家増殖の取扱いについては、次条から第7条までの規定にかかわらず、県と他の共同育成権者との協議により決定するものとする。

（自家増殖の許諾手続及び遵守事項）

第4条 前条第1項の規定により自家増殖を可とする品種については、次に掲げる事項を遵守することを条件として、自家増殖に係る許諾手続を不要とする。

- （1） 当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として、有償・無償にかかわらず第三者に譲渡しないこと。
- （2） 当該登録品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- （3） 収穫物を種苗として用いる際は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、適切な種苗を選別し利用すること。また利用した種苗によって登録品種の特性が損なわれる等の問題が生じた場合には、遅滞なく県に報告すること。
- （4） 自家増殖について県が調査する必要がある場合は、協力すること。
- （5） 本許諾に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄又は食用とすること。
- （6） 第三者から当該登録品種の種苗を用いて得た収穫物を種苗として譲り受けたい又は譲渡したい旨の申出があった場合は、遅滞なくその旨を県に報告すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、当該登録品種の自家増殖に関係する事項については、県の指示に従うこと。

2 自家増殖をする者は、自家増殖をした時点で、前項各号に掲げる事項に同意したものとみなす。

（自家増殖の許諾に係る利用料）

第5条 自家増殖の許諾に係る利用料は、不要とする。

（利用許諾の期間）

第6条 自家増殖の利用許諾期間は、当該登録品種の権利存続期間とする。

（自家増殖の制限）

第7条 知事は、第4条第1項各号に掲げる事項を遵守しない者に対して、自家増殖を制限することができる。

2 県は、前項の規定に基づく自家増殖の制限により損害が生じても、一切の責任を負わないものとする。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年9月7日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年3月27日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年9月7日から施行する。

この要領は、令和6年12月20日から施行する。

この要領は、令和7年2月4日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年1月8日から施行する。

この要領は、令和8年8月17日から施行する。

香川県登録品種(出願中含む)の自家増殖取扱一覧表(R8.1.8～)

<米・麦・大豆>

別表

No	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖	
						県外	県内
1	イネ	さぬきよいまい	H21.3.19	香川大学24.2%、酒造協同組合29.4%、 JA香川県29.4%、香川県17%	否	否	可
2	イネ	おいでまい	H26.9.11	香川県	否	否	否
3	小麦	さぬきの夢2009	H24.7.4	香川県	否	否	可
4	大豆	香川黒1号	H19.12.17	一井眞比古1/3、香川県1/3、 JA香川県1/3	否	否	可

<野菜>

No	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖	
						県外	県内
5	いちご	さぬき姫	H21.2.24	香川県	否	否	可
6		よつぼし	H29.2.8	三重県50%、香川県40%、千葉県5%、 農研機構5%	否	可	可
7		A8S4-147	H29.2.8	香川県	否	否	否
8	アスパラガス	さぬきのめざめ	H17.6.22	香川県	否	否	否
9	アスパラガス	さぬきのめざめピオレッタ	R3.12.13	香川県	否	否	否
10	モロヘイヤ	さぬきのヘイヤ	R6.12.20	香川県	否	否	否

<花き>

No	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖	
						県外	県内
11	カーネーション	ミニティアラピンク	H22.2.19	香川県	否	否	否
12		ミニティアラコーラルピンク	H26.3.10	香川県	否	否	否
13		ミニティアラライラック	H27.3.26	香川県80%、香花園10%、綾川花卉園 生産組合10%	否	否	否
14		ミニティアラミルクホワイト	H28.3.7		否	否	否
15		ミニティアラエメラルド	R5.3.6	香花園90%、綾川花卉生産組合5%、 香川県5%	否	否	否
16		ミニティアラスピネル	R5.3.6		否	否	否
17	ラナンキュラス	紅てまり	H20.6.3	香川県	否	否	可
18		雪てまり	H21.4.2	香川県	否	否	可
19		小春てまり	H26.12.24	香川県	否	否	可
20		ゆずてまり	H26.12.24	香川県	否	否	可
21		れもんてまり	H26.12.24	香川県	否	否	可
22		藤てまり	H27.11.20	香川県	否	否	可
23		春てまり	R2.8.14	香川県	否	否	可
24		恋てまり	R2.8.14	香川県	否	否	可

<果樹・オリーブ>

品目	品目	品種名	登録日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖	
						県外	県内
25	キウイフルーツ	さぬきゴールド	H17.3.23	香川県	否	否	可
26		さぬきエンジェルスイート	H25.7.29	香川県	否	否	可
27		香川UP-キ1号	H26.9.24	香川県50%、香川大学50%	否	否	可
28		香川UP-キ2号	H26.9.24		否	否	可
29		香川UP-キ3号	H26.9.24		否	否	可
30		香川UP-キ4号	H26.9.24		否	否	可
31		香川UP-キ5号	H26.9.24		否	否	可
32		さぬき花粉力	H29.6.23	香川県	否	否	可
33		さぬきエメラルド	R8.1.8	香川県	否	否	可
34	オリーブ	香オリ3号	R3.3.18	香川県	否	否	否
35		香オリ5号	R3.3.18	香川県	否	否	否

<出願中品種>

No	品目	品種名	出願日	育成者/共同育成権者	種苗の 海外持出	自家増殖	
						県外	県内
1	アスパラガス	さぬきのめざめ2021	R3.11.19	香川県	否	否	否
2	小麦	さぬきの夢2023	R5.7.11	香川県	否	否	可
3	ラナンキュラス	あんずてまり	R5.5.31	香川県	否	否	可
4	ニンニク	かがわにんにん	R7.12.12	香川県	否	否	可